

大坪G S I (株)

大坪 尚宏 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



一般 建設業の許可について (通知)

令和 4年 9月 1日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	福岡県知事 許可(般一4)第 91406号
許可の有効期間	令和 4年11月 1日から 令和 9年10月 31日まで
建設業の種類	
土木工事業	とび・土工工事業
石工事業	鋼構造物工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業
水道施設工事業	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年10月 1日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)